

B. 安全・安心な暮らしの実現（国県道編）

評価結果

内水浸水想定区域（雨水出水浸水想定区域）



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

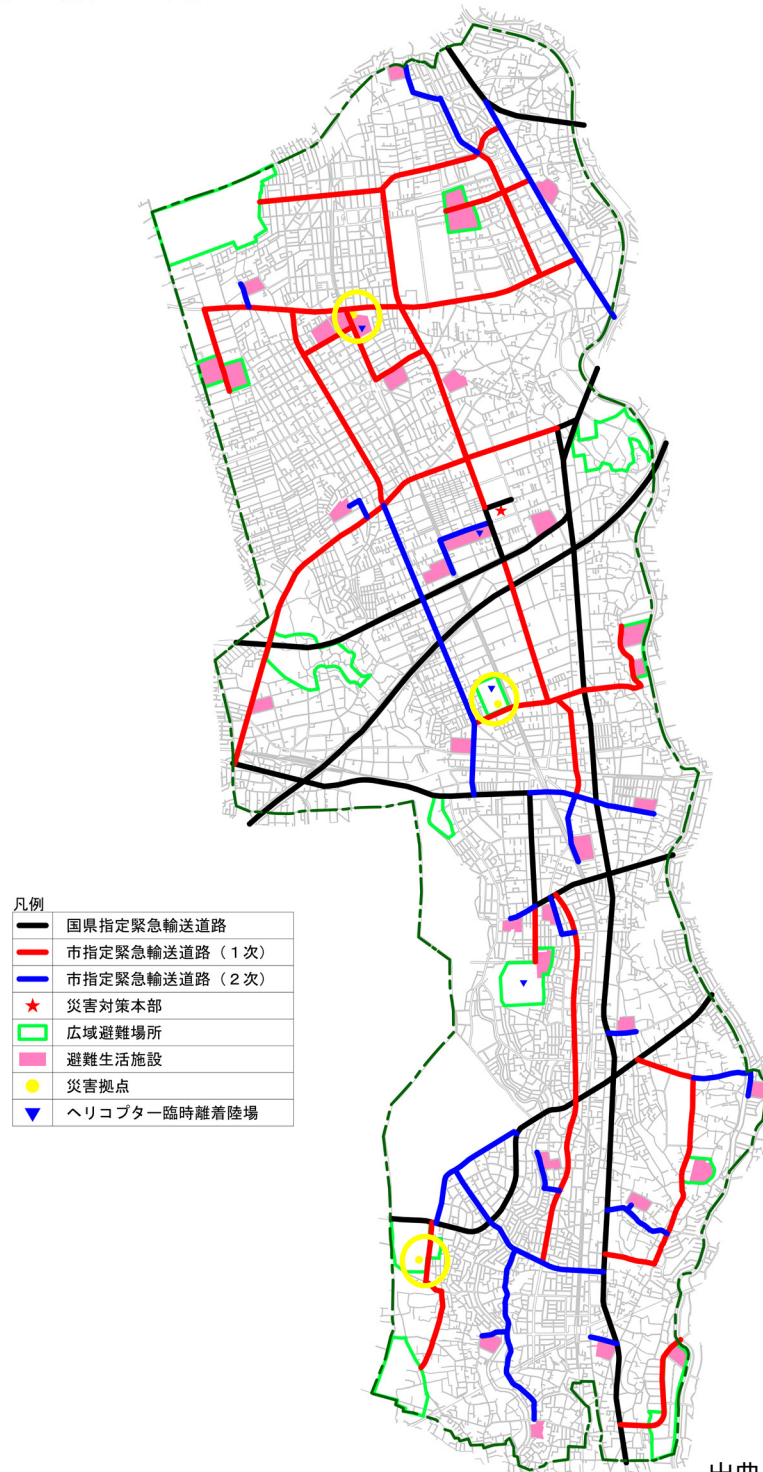
B. 安全・安心な暮らしの実現（国県道編）

B-3. 防災機能の強化

根拠資料

緊急輸送道路網図

大和市緊急輸送道路網図 平成25年3月現在



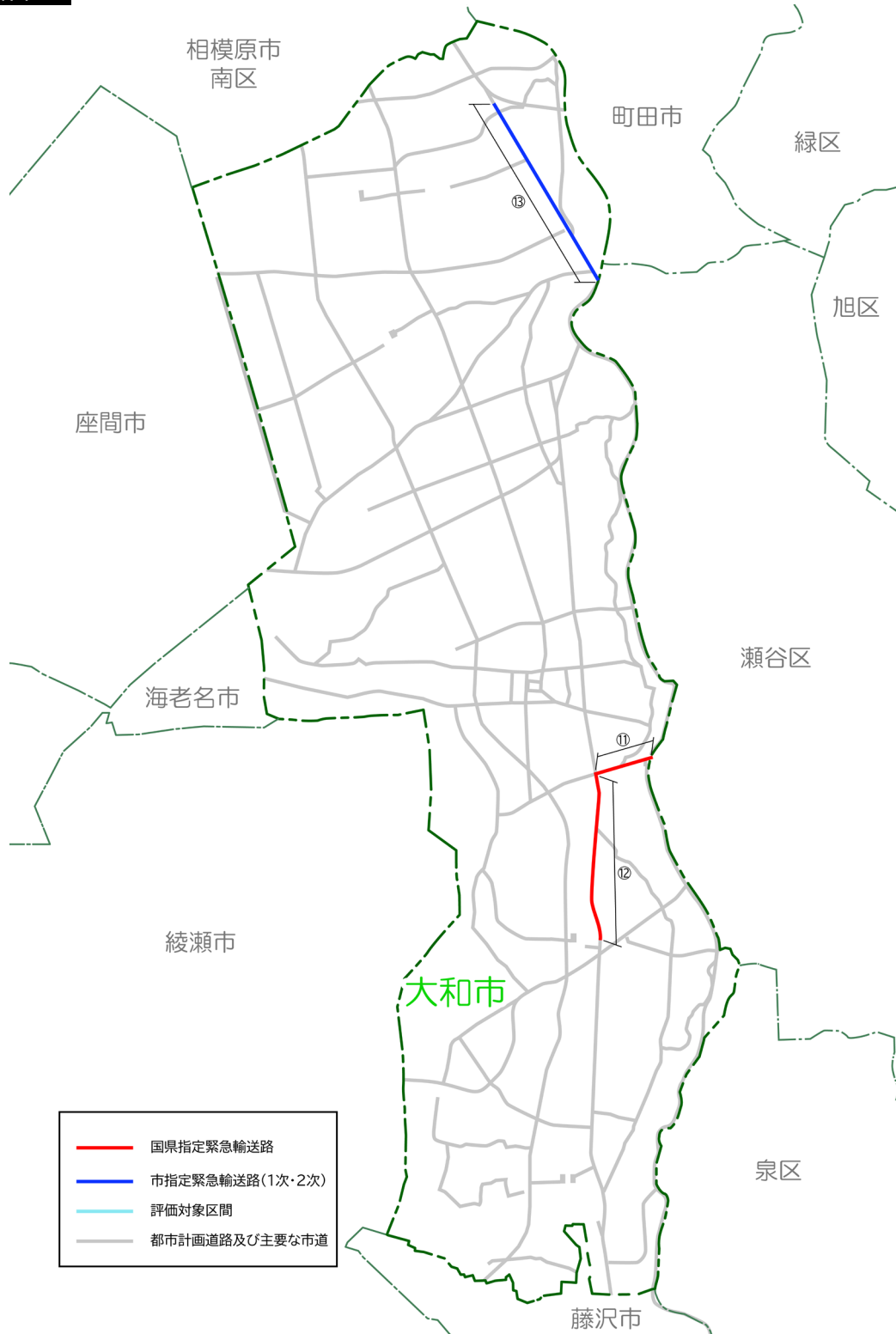
出典：地域防災計画

第1章
第2章
第3章
第4章
第5章

B. 安全・安心な暮らしの実現（国県道編）

評価結果

国県指定緊急輸送路／市指定緊急輸送路（1次・2次）



第1章

第2章

第3章

第4章

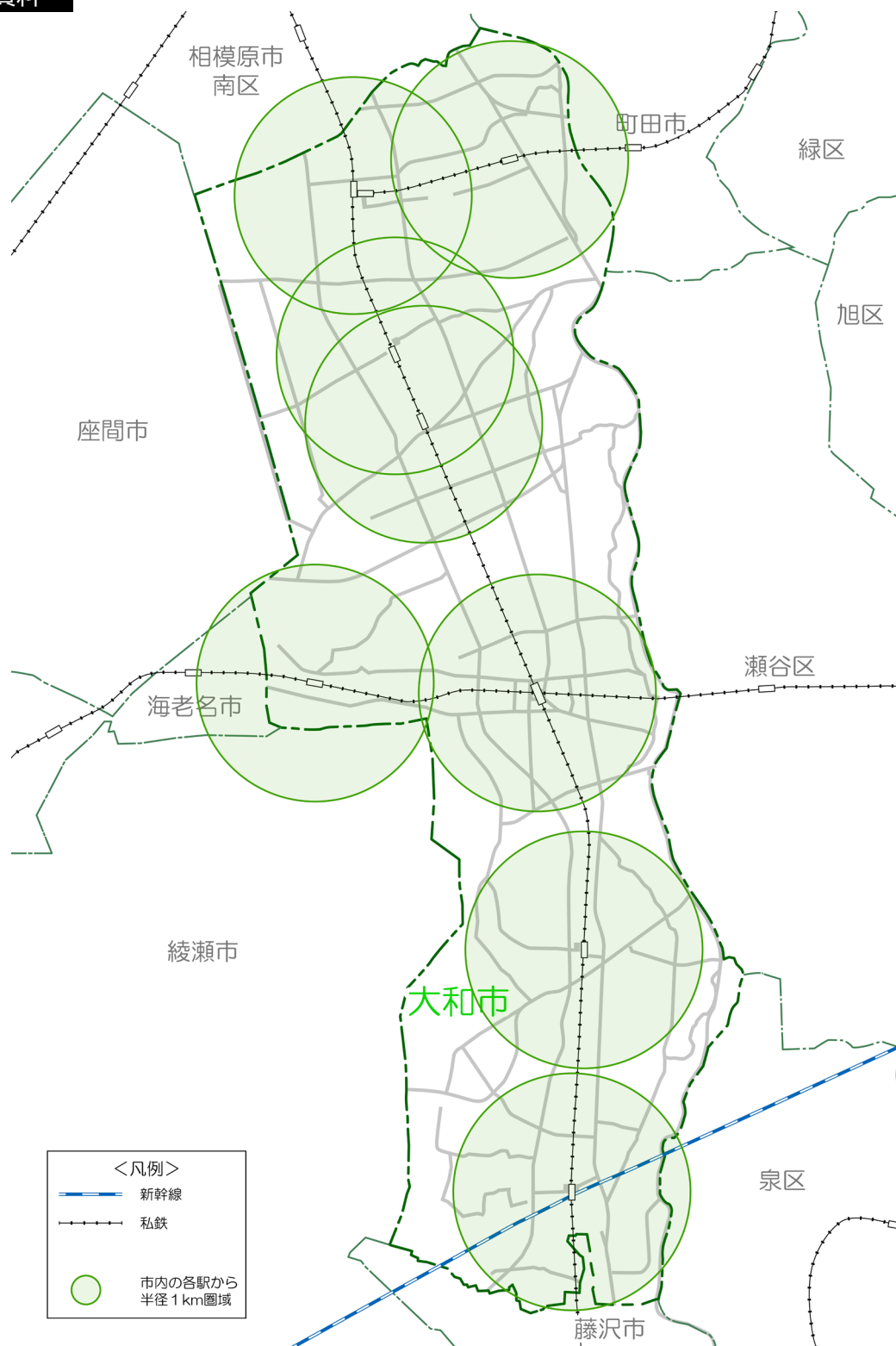
第5章

C. 活力あるまちづくりへの貢献（国県道編）

C-1. 主要拠点へのアクセス性向上

- ・ 市内の主要な鉄道駅へのアクセス向上への貢献度を評価する。
- ・ 対象路線の区間と駅から半径1kmの圏域を重ね合わせ、圏域に入り込む区間であれば評価する。

根拠資料



C. 活力あるまちづくりへの貢献（国県道編）

評価結果



第1章

第2章

第3章

第4章

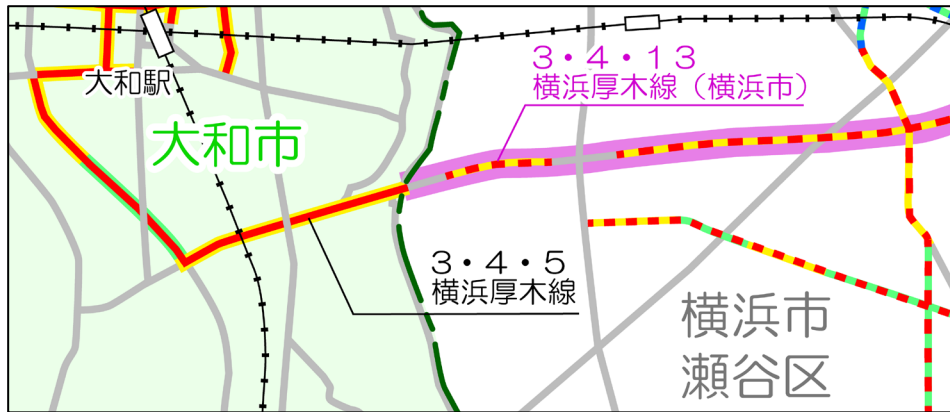
第5章

C. 活力あるまちづくりへの貢献（国県道編）

C-2. 広域連携の強化

- ・ 広域交流拠点との連携や他市との接続性向上への貢献度を評価する。
- ・ 広域道路ネットワークを形成し、企業誘致や観光誘客、災害発生時の連携強化が期待できるなど、対象路線が他市へ接続する路線を評価する。

根拠資料



他市の接続路線

C. 活力あるまちづくりへの貢献（国県道編）

評価結果



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

C. 活力あるまちづくりへの貢献（国県道編）

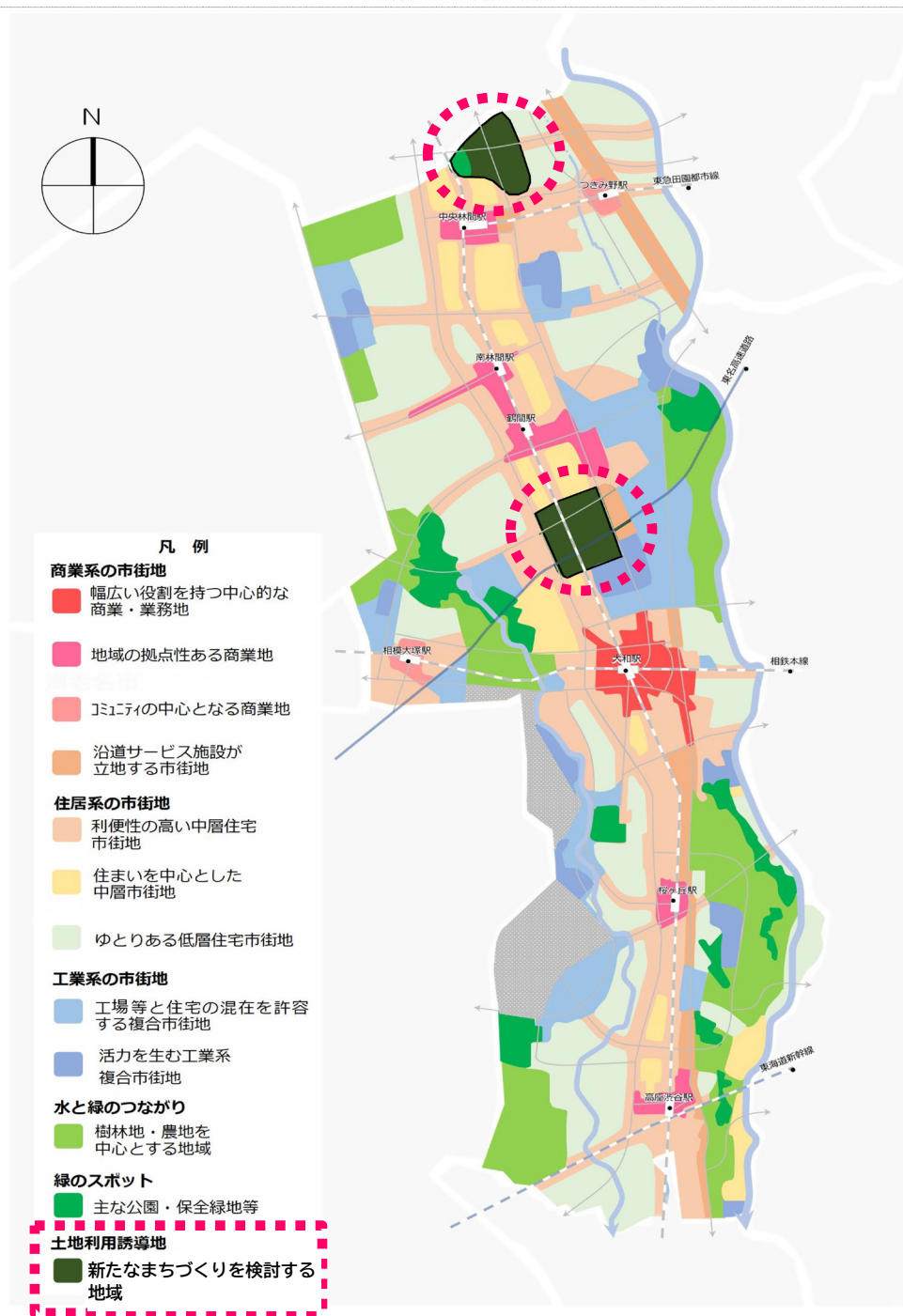
C-3. 土地利用の誘導・支援

- ・ 新たなまちづくり地区の骨格形成や企業誘致等に資する開発促進への貢献度を評価する。
- ・ 「大和市都市計画マスタープラン（令和8年3月一部改定）」に示される「目指す土地利用の姿」図に位置付けられた「新たなまちづくりを検討する地域（土地利用誘導地）」の骨格形成に不可欠な路線（当該地区を通過する路線）を評価する。

根拠資料

目指す土地利用の姿

目指す土地利用の姿



C. 活力あるまちづくりへの貢献（国県道編）

評価結果



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

D. 事業の実現性と効率性（国県道編）

D-3. 整備上の制約条件

- ・ 事業の長期化や困難性につながる物理的な制約の有無を評価する。
- ・ 評価路線の区間のルート上に、「河川」「鉄道（平面交差のみ）」「高低差（現道なしの場合）」のいずれかが支障する場合に、該当する制約条件の数をカウントし、制約条件が少ない区間（または制約条件のない区間）を評価する。（※課題が少ない区間を評価する）

根拠資料



D. 事業の実現性と効率性（国県道編）

評価結果

河川・鉄道（平面交差のみ）



第1章

第2章

第3章

第4章

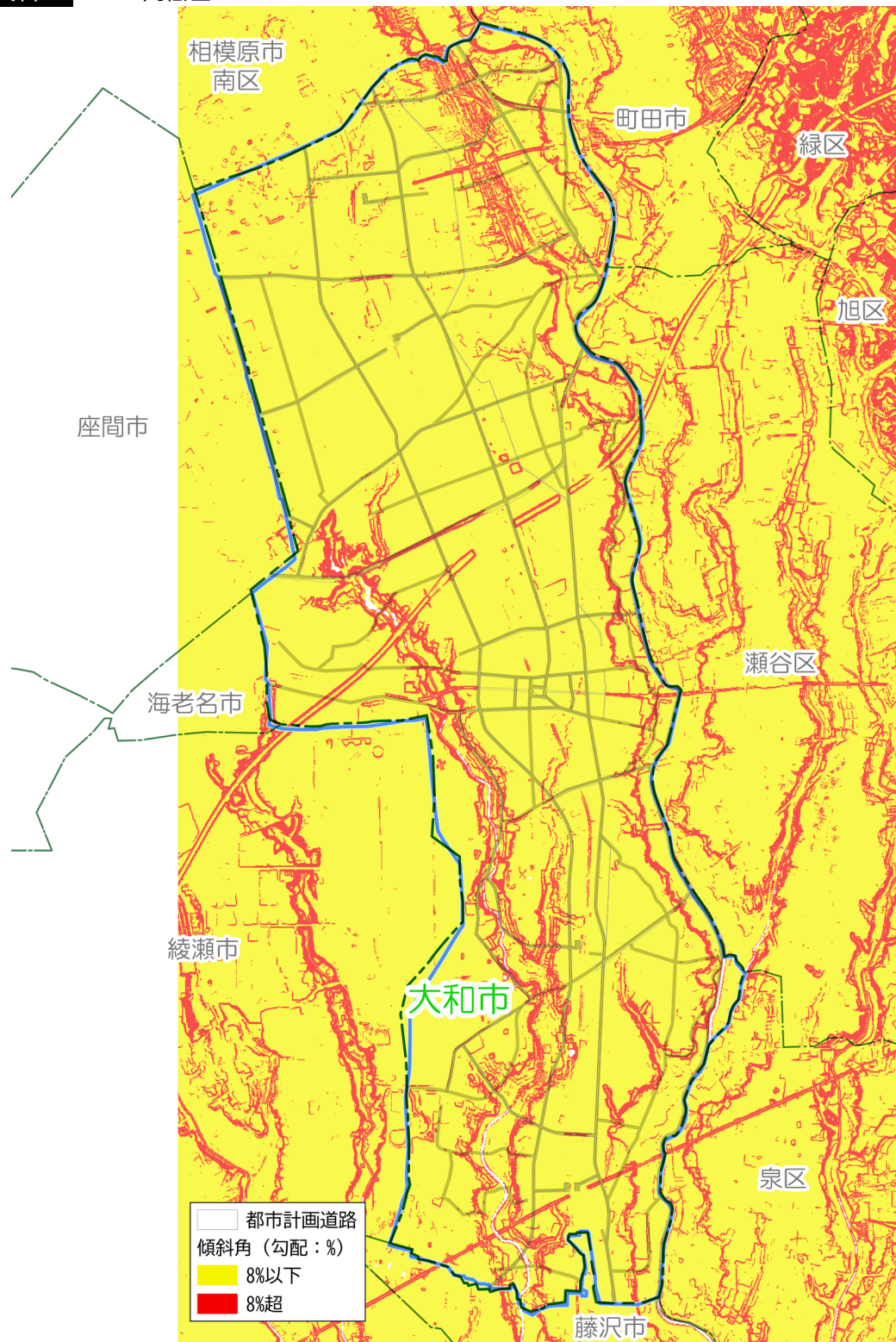
第5章

D. 事業の実現性と効率性（国県道編）

D-3. 整備上の制約条件

根拠資料

高低差



出典：国土地理院 基盤地図情報（数値標高モデル）

D. 事業の実現性と効率性（国県道編）

評価結果

高低差（現道なしの場合）



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

D. 事業の実現性と効率性（国県道編）

D-3. 整備上の制約条件

【整備上の制約条件】の評価結果

評価結果

整備課題なし



(5) 都市計画道路整備プログラム

今回の計画策定においては、現在の本市が置かれている状況を前提に様々な視点から評価し「事業化推進ブロック」、「事業化検討ブロック」といったカテゴリ分けを行い、整備優先度を定めました。

- ① 短期（～5年）で整備及び着手する路線 ⇒①事業化済み路線
- ② 中期（5～20年）で事業化を推進する路線 ⇒②事業化推進路線
- ③ 長期（20年～）で事業化を検討する路線 ⇒③事業化検討路線

※期間は、市の財政状況を踏まえ見直しを図る

- ④ 事業化を見送る路線 ⇒④事業化見送り路線

1) 未整備都市計画道路の優先度（市道編）

【短期(～5年)で整備及び着手する路線 一覧】事業化済み路線

対象路線
3・4・3 福田相模原線（上草柳地区）
3・4・3 福田相模原線（南林間地区）

【中期(5～20年)で事業化を推進する路線 一覧】事業化推進路線

ブロック	対象路線
①	3・4・2 南大和相模原線（内山地区）
	3・5・2 公所相模原線
	3・5・3 公所中央林間線（内山地区）
②	3・5・3 公所中央林間線（中央林間地区）
	3・4・3 福田相模原線（中央林間地区）
⑩	3・4・3 福田相模原線（福田地区）

【長期(20年～)で事業化を検討する路線 一覧】事業化検討路線

ブロック	対象路線
④	3・4・6 三ツ境下草柳線（一部）
⑦	3・5・13 大和駅北線（入村扇野線の一部）
	3・5・14 大和駅東線（天満宮1号, 2号, 大和南7号）
	3・5・15 大和駅西線（中央19号, 21号）
⑤	3・4・4 水窪座間線
	3・4・3 相模原二ツ塚線（座間市）
⑧	3・4・3 福田相模原線（上草柳地区）
③	3・4・7 南林間座間線
⑥	3・4・2 南大和相模原線（大和東地区）

※⑨ 3・4・3 福田相模原線（中央地区）は、代替経路の県道があるため事業化見送り路線とした

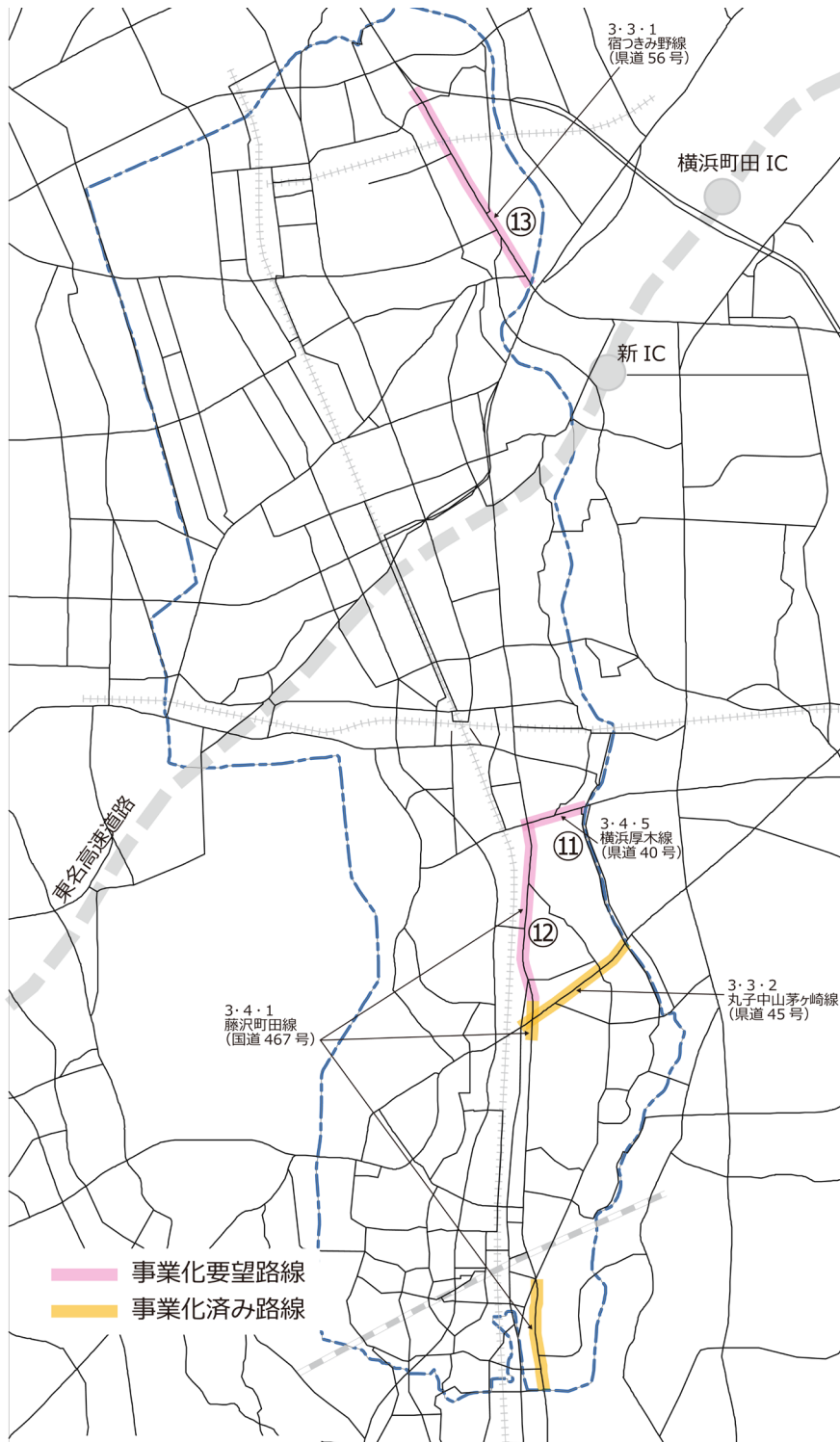
図 未整備都市計画道路の優先度(市道編)



2) 未整備都市計画道路の要望優先度(国県道編)

ブロック	対象路線
⑫	3・4・1 藤沢町田線(国道467号)
⑪	3・4・5 横浜厚木線(県道40号)
⑬	3・3・1 宿つきみ野線(県道56号)

図 未整備都市計画道路の要望優先度(国県道編)



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第5章 実現化に向けた取り組み

- (1) 基本的な考え方
- (2) 道路整備施策の進行管理
- (3) 道路整備計画の更新

(1) 基本的な考え方

道路事業は、日常的な維持管理業務のほか、中長期的なスパンで行う都市計画道路の整備など、様々な特色の事業を総合し、将来に渡り持続可能なものでなければなりません。

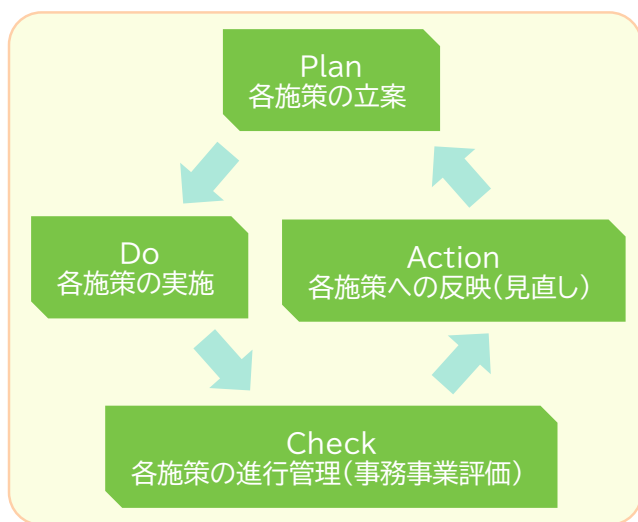
このため、毎年度行う事務事業評価を基本とした進行管理を行う一方で、事業期間が長期にわたる都市計画道路網の整備にあたっては、その間の本市の財政状況や社会経済情勢、周辺の交通状況、土地利用の状況等の変化を踏まえるとともに、こうした時代の変化による地域の意向も汲み取り、その時々で柔軟に事業化を判断していくことが必要となります。

そこで、従来から行われている PDCA サイクルに基づく評価を軸に、評価 (Check) の段階では、その時点における道路整備の必要性や整備に伴う費用、整備により生じる効果等について費用便益費の算定や、客観的データに基づく統計分析など EBPM の考え方をを用いて評価を行い、行動 (Action) に繋げていくことが有効です。

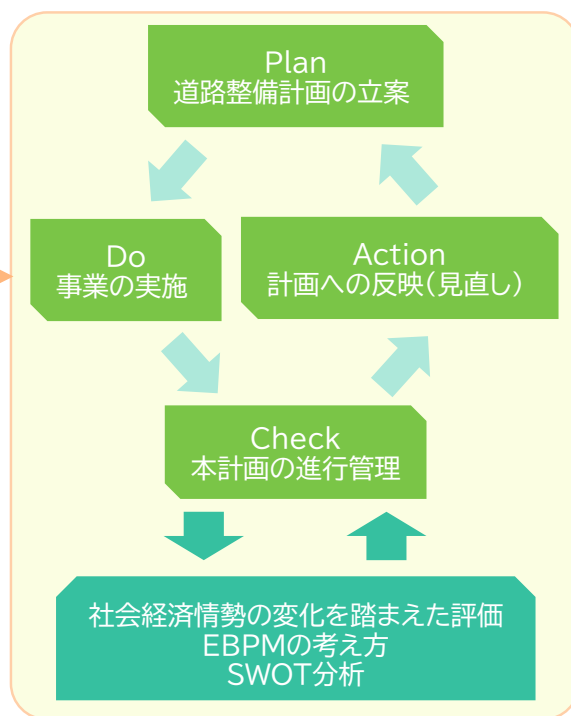
さらに、SWOT 分析により、その時点における本市の強み (Strength) や弱み (Weakness)、本市の発展に繋がる新たな機会 (Opportunity)、事業の進捗に負の影響を及ぼすような脅威 (Threat) などを整理し、事業の方向性を再評価 (Check) することも効果的です。

こうした、EBPM の考え方や SWOT 分析等の手法を活用し、中長期的なスパンでの PDCA を回し本計画を見直していくことで、持続可能な道路事業とすることが可能となります。

各施策の PDCA サイクルのイメージ
(各年)

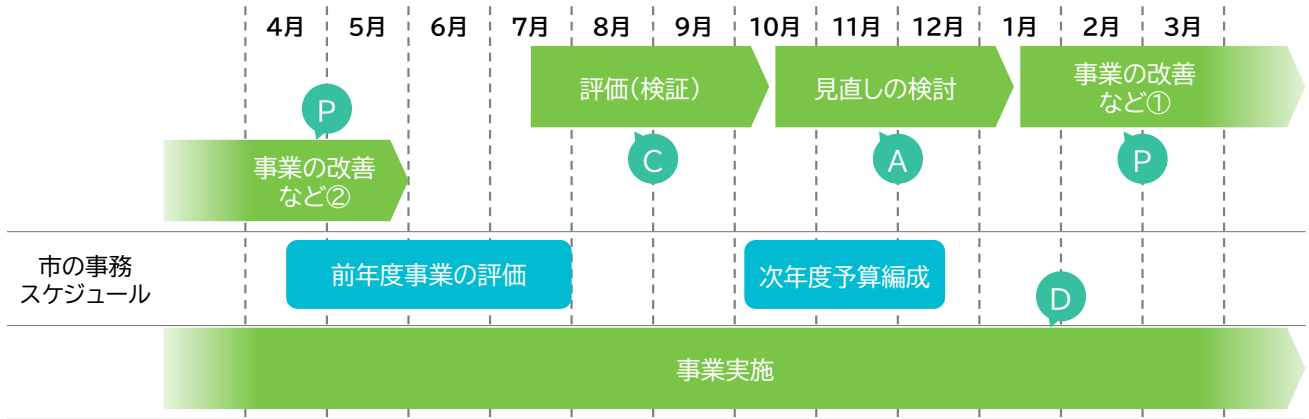


道路整備計画の PDCA サイクルのイメージ
(5年程度)



(2) 道路整備施策の進行管理

評価指標については、事務事業評価等で各年度の実績を確認し、事業の効果やあり方の検証を行った上で、各事業の改善など必要な見直しを行います。



次頁以降に、評価指標一覧を示します。

第5章
実現化に向けた取り組み

大和市道路整備計画 評価指標一覧(案)

- (○) 8つの視点
○目標(あるべき姿)
●具体的な対策

	評価指標	単位	評価手法	事務事業名称
(1) 都市基盤整備の視点				
都市の骨格形成と市民生活を支える都市基盤				
●新たなまちづくりを検討する地域における都市計画道路の事業化推進	都市計画道路の用地取得率	%	—	—
●新たなまちづくりを検討する地域における地区計画制度を活用した地区施設道路の整備	地区施設道路の用地取得率	%	—	—
●新たなまちづくりを検討する地域における土地区画整理事業を活用した区画道路の整備	区画道路の整備率	%	—	—
●生活道路の整備	移管完了件数	件	事務事業評価	私有道路用地取得事業
	道路改良延長	m	事務事業評価	生活道路整備事業
	用地取得件数	件	事務事業評価	狭あい道路用地取得事業
	用地取得面積	m ²	事務事業評価	狭あい道路用地取得事業
(2) 円滑な移動の視点				
定時性・速達性が確保された円滑な移動環境				
●ラダーパターンを形成する都市計画道路の整備・事業化推進	都市計画道路の整備率	%	道路統計	—
●県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の整備促進要望	国県道の整備促進・早期事業化に対する要望活動	回	事務事業評価	国県道整備促進支援事業
●県道40号(横浜厚木)の早期事業化要望	県との協議・要望回数	回	—	国県道整備促進支援事業
●県道40号(横浜厚木)光ヶ丘交差点の改良要望(ソフト対策含む)	整備箇所数	箇所	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●交差点改良(ソフト対策含む)	公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合	%	総合計画	地域公共交通施策事業
●各種渋滞緩和策	自転車通行空間の整備	m	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●公共交通の利用促進(自家用車から公共交通への転換)	自転車マナーアップ対策	m	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●自転車の利用促進・通行環境の整備				
(3) 安全・安心の視点				
通過交通と地域内交通が分けられた安全・安心に歩ける歩行空間				
●ラダーパターンを形成する都市計画道路の整備・事業化推進【再掲】	都市計画道路の整備率	%	道路統計	—
●県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の整備促進要望【再掲】	国県道の整備促進・早期事業化に対する要望活動	回	事業評価	国県道整備促進支援事業
●県道40号(横浜厚木)の早期事業化要望【再掲】	県との協議・要望回数	回	—	国県道整備促進支援事業
●県道40号(横浜厚木)光ヶ丘交差点の改良要望(ソフト対策含む)【再掲】	整備箇所数	箇所	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●交差点改良(ソフト対策含む)【再掲】	歩道改良延長	m	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●各種渋滞緩和策【再掲】	自転車通行空間の整備	m	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●各種交通安全対策	自転車マナーアップ対策	m	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●歩道改良(歩道セーフティアップ)				
●自転車の利用促進・通行環境整備【再掲】				
●まちぐるみ安全点検事業	点検を実施する地区数	地区	事務事業評価	まちぐるみ安全点検事業
●瀬谷区と繋がる道路の改良	整備箇所数	箇所	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●狭あい道路の解消	用地取得件数	箇所	事務事業評価	狭あい道路用地取得事業
	用地取得面積	箇所	事務事業評価	狭あい道路用地取得事業
	道路改良延長	m	事務事業評価	生活道路整備事業
●道路照明灯の設置	整備箇所数	箇所	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●適切な管理業務の遂行	道路施設の補修件数(直営以外)	件	事務事業評価	道路維持修繕事業
	道路施設の補修件数(直営)	件	事務事業評価	道路維持修繕事業
	橋梁点検数	箇所	事務事業評価	道路ストック修繕計画策定事業
	道路構造物点検数	箇所	事務事業評価	道路ストック修繕計画策定事業
●不法占用物の撤去	違法看板の是正指導・撤去処理	件	事務事業評価	不法占用の巡視及び撤去・改善指導事務
	不法投棄の是正指導及び撤去処理	件	事務事業評価	不法占用の巡視及び撤去・改善指導事務
(4) 防災の視点				
ダブルネットワークの形成と防災機能が強化された災害に強い道路体系				
●災害対応力の向上に資する南北方向の都市計画道路(福田相模原線、南大和相模原線)の事業化促進	他都市と接続する都市計画道路の用地取得率	%	—	—
●県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の整備促進要望【再掲】	国県道の整備促進・早期事業化に対する要望活動	回	事務事業評価	国県道整備促進支援事業
●県道40号(横浜厚木)の早期事業化要望【再掲】	県との協議・要望回数	回	—	国県道整備促進支援事業
●緊急輸送道路を補完する道路における橋梁の耐震化	緊急輸送道路を補完する道路(市指定緊急輸送道路)における橋梁の耐震化率	%	長寿命化計画	道路ストック修繕計画策定事業
●緊急輸送道路における無電柱化の推進	緊急輸送道路の無電柱化率	%	—	—
●緊急輸送道路における電柱の占用制限	緊急輸送道路の電柱占用制限率	%	—	—
●狭あい道路の解消	用地取得件数	件	事務事業評価	狭あい道路用地取得事業
	用地取得面積	m ²	事務事業評価	狭あい道路用地取得事業
	道路改良延長	m	事務事業評価	生活道路整備事業
●交通結節点の機能強化	公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合	%	総合計画	地域公共交通施策事業
●細街路の整備	道路改良延長	m	事務事業評価	生活道路整備事業

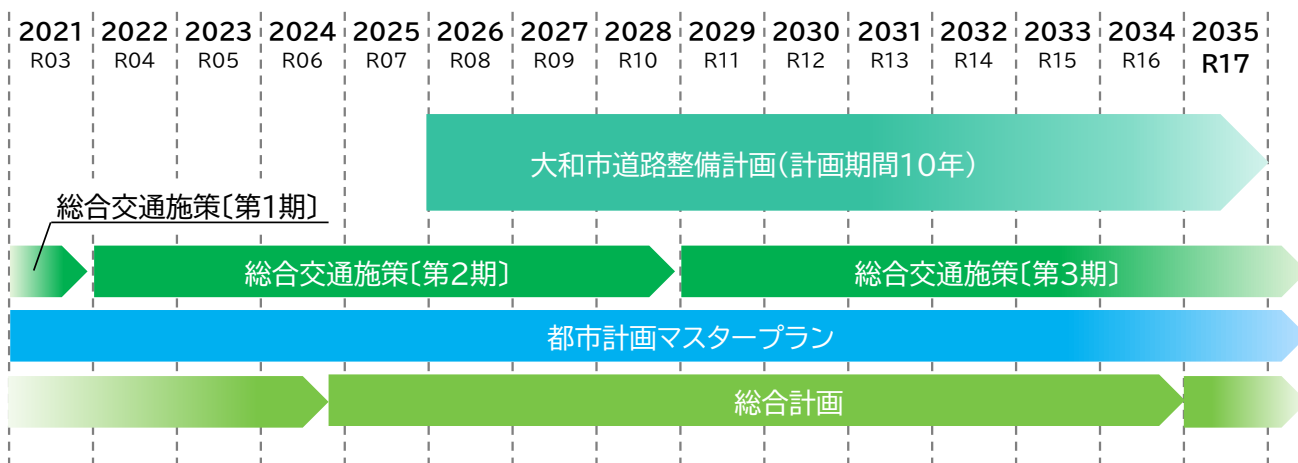
	評価指標	単位	評価手法	事務事業名称
(5) まちづくりの視点				
拠点へのアクセシビリティが向上した移動環境と空間ポテンシャルが活かされた道路空間				
●大和駅周辺の都市計画道路（大和駅北線、大和駅東線、大和駅西線、深見阜柳線）の事業化検討	都市計画道路の整備率	%	道路統計	—
●歩道改良（歩道セーフティアップ）【再掲】	歩道改良延長	m	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●歩行環境の創出に資する無電柱化の推進	ウォークアブル区域における無電柱化率	%	—	—
●自転車の利用促進・通行環境整備【再掲】	自転車通行空間の整備	m	事務事業評価	交通安全施設整備事業
	自転車マナーアップ対策	m	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●公共交通の利用促進（公共交通への代替）【再掲】	公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合	%	総合計画	地域公共交通施策事業
●交通結節点の機能強化【再掲】				
●各種交通安全対策【再掲】				
●交差点改良（ソフト対策含む）【再掲】	整備箇所数	箇所	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●各種渋滞緩和策【再掲】				
(6) 広域連携の視点				
地域間連携や企業誘致に資する広域道路ネットワーク体系				
●南北方向の連携強化に資する都市計画道路（福田相模原線、南大和相模原線）の事業化推進	他都市と接続する都市計画道路の用地取得率	%	—	—
●東西方向の連携強化に資する都市計画道路（三ツ境下草柳線、水窪座間線、相模原二ツ塚線、南林間座間線）の事業化検討				
●県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の整備促進要望【再掲】	国県道の整備促進・早期事業化に対する要望活動	回	事務事業評価	国県道整備促進支援事業
●県道40号（横浜厚木）の早期事業化要望【再掲】	県との協議・要望回数	回	—	国県道整備促進支援事業
(7) 環境の視点				
渋滞緩和や脱炭素化による環境にやさしい道路空間				
●ラダーパターンを形成する都市計画道路の整備・事業化推進【再掲】	都市計画道路の整備率	%	道路統計	—
●県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の整備促進要望【再掲】	国県道の整備促進・早期事業化に対する要望活動	回	事務事業評価	国県道整備促進支援事業
●県道40号（横浜厚木）の早期事業化要望【再掲】	県との協議・要望回数	回	—	国県道整備促進支援事業
●都市計画道路の整備等あわせて道路緑化の推進	新設幹線道路の緑化率	%	—	—
●歩行環境の整備（景観施策含む）	歩道改良延長	m	—	交通安全施設整備事業
●景観形成に資する無電柱化の推進	無電柱化率	%	—	—
●交差点改良（ソフト対策含む）【再掲】	整備箇所数	箇所	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●各種渋滞緩和策【再掲】				
●各種交通安全対策【再掲】				
●自転車の利用促進・通行環境整備【再掲】	自転車通行空間の整備	m	事務事業評価	交通安全施設整備事業
	自転車マナーアップ対策	m	事務事業評価	交通安全施設整備事業
●公共交通の利用促進（公共交通への代替）【再掲】	公共交通機関を手軽に利用できると思う市民の割合	%	総合計画	地域公共交通施策事業
●歩行空間を活用した緑化の推進	ウォークアブル区域における緑化率	%	—	大和駅周辺まちづくり事業
●道路照明灯のLED化	整備箇所数	箇所	事務事業評価	交通安全施設整備事業
(8) 持続可能性の視点				
適切に管理された道路施設による持続可能な道路行政				
●適切な管理業務の遂行【再掲】	道路施設の補修件数（直営以外）	件	事務事業評価	道路維持修繕事業
	道路施設の補修件数（直営）	件	事務事業評価	道路維持修繕事業
	橋梁点検数	件	事務事業評価	道路ストック修繕計画策定事業
	道路構造物点検数	件	事務事業評価	道路ストック修繕計画策定事業
	未登記道路用地の所有権移転面積	m ²	事務事業評価	未登記道路整備事業
	道路境界杭等の埋石・復元本数	本	事務事業評価	道路台帳管理事務
	地籍調査の面積	m ²	事務事業評価	地籍調査事業
●適切な許認可事務の遂行【再掲】	占用申請処理件数	件	事務事業評価	道路占用の許認可事務
●不法占用物の撤去【再掲】	違法看板の是正指導・撤去処理	件	事務事業評価	不法占用の巡視及び撤去・改善指導事務
	不法投棄の是正指導及び撤去処理	件	事務事業評価	不法占用の巡視及び撤去・改善指導事務
●老朽化した道路施設の統合・廃止（歩道橋等）等による施設規模の最適化	道路施設の統合・廃止件数、健全性Ⅰの施設の割合	%	長寿命化計画	道路ストック修繕計画策定事業

※（—）は今後の事業化にあわせて定める

(3) 道路整備計画の更新

毎年度のPDCAサイクルの結果を踏まえ、事業推進の効果等を検証した上、基本方針や基本目標の設定等について見直し（5年程度）を行い、計画の改定を行います。

改定にあたっては、上位計画や関連計画と連動して効果を発現できるように留意します。



用語解説

あ行

●新たなまちづくりを検討する地域

大和市都市計画マスタープランで、土地利用誘導地として位置付けられ新たなまちづくりを検討していく地域。

●維持管理費

施設（道路施設）が持っている能力を継続的に維持するために要する費用。用役費、修繕費、予防保全費、人件費などがある。

●インフラ

インフラストラクチャーの略。国家・社会の存続・発展の根幹をなす施設。道路、公園、上下水道、電気、ガス、通信、交通機関などを指す。

●エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための市民・企業等による主体的な取り組み。

●温室効果ガス

二酸化炭素をはじめとする、大気中に存在する熱（赤外線）を吸収し、地表を保温する性質を持つ気体の総称。地球温暖化の原因となる。

か行

●開発事業

主に都市計画法に基づき、都市の機能向上や良好な住環境の形成を目指し、宅地の造成、公共施設（道路・公園など）の整備、建築物の建設などを総合的に行う事業の総称。

●神奈川県無電柱化計画

神奈川県管理道路における今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めたもの。

●かながわ都市マスタープラン

概ね 20 年後を展望した「神奈川の県土・都市像」を都市づくりの分野から描き、その実現に向けて広域的な都市づくりの基本方向を示すことによって、土地利用、社会資本整備、市街地整備を総合的かつ計画的に推進することを目的とした計画。

●かながわのみちづくり計画

神奈川県が策定する道路部門の実施計画で、県内の道路網の整備・管理を通じて、防災・経済・生活の向上を目指す計画。

●環境負荷

人が環境に与える負担のこと。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。

●観光誘客

地域に人を惹きつけ、滞在を促し、消費を促すための、戦略的かつ総合的な取り組み。

●幹線 2 級

主に「幹線 2 級市町村道」を指し、地域の交通網において、主要幹線を支え、住民の日常生活に不可欠な役割を果たす補助的な幹線道路を指す。

●企業誘致

地方自治体などが、地域の経済活性化や雇用創出を目的に、企業の本社・工場・事業所などをその地域に誘い込む取り組みのこと。

●拠点施設

特定の地域や活動において、中心的な役割を果たし、様々な機能を集約・連携させるための施設の総称。本市では、IKOZA やシリウス、ポラリスなどが該当する。

●緊急輸送道路

大規模災害が起きた場合における避難・救助をはじめ、物資の供給、施設の復旧等、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的として指定された路線。

●空間ポテンシャル

ある空間(土地やエリア)が持つ将来的な可能性や潜在的な価値を指す。開発、利用、改善などによって、その空間が都市の発展や生活の質向上にどれだけ貢献できるか、という能力や可能性を意味する。

●区画道路

交通機能よりも宅地の利用(日照・通風・住環境の確保、土地の区画整理)に重点を置いた、主に住宅地内の生活道路。

●洪水浸水想定区域

河川が氾濫した場合の浸水が想定される区域。市町村が作成する洪水ハザードマップの基本情報となるもの。本市では、境川及び引地川に対する洪水浸水想定区域が定められている。

●交通結節点

鉄道、バス等の公共交通機関や自動車、二輪車等の個別輸送機関等の複数の交通機関が集中し結び合っている場所。本市では、鉄道駅周辺が該当する。

●国際園芸博覧会後のテーマパーク

国際園芸博覧会後の上瀬谷通信施設跡地には、「KAMISEYA PARK(カミセヤパーク/仮称)」という大型テーマパークが計画されており、2031年頃の開業を目指している。

●コミュニティバス

交通不便地区や高齢者等の日常行動を支援するために、小回りのきく小型バスを用いてきめ細かなサービスを行う地域密着型のバスのこと。本市では、

「のろっと」と「やまとんG0」が運行している。

さ行

●細街路

幹線道路や補助幹線道路を補完し、都市基盤の形成を担う一定区画内の道路。

●財源

国や自治体、会社、個人が何かをするためのお金の「出どころ」「もと」のこと。本計画では、道路事業を行うために必要な予算のもと。

●市街化区域

すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。ここでは公共施設の整備を行い、開発行為も一定の基準にかなったものは許可される。

●市街化調整区域

自然環境の保全を中心とした土地利用に限定し、市街化を抑制すべき区域。原則として開発行為や建築行為はできないことになっている。

●事後保全

道路、公園、上下水道などのインフラ施設において、故障や機能の不具合が発生してから修繕や対策を講じる保全手法を指す。

●持続可能性

環境負荷を減らし、経済・社会・環境のバランスを取りながら、現在世代も将来世代も快適に暮らせる都市を作ること。

●自転車ネットワーク

自治体が通勤・通学や観光など日常利用が多い主要な道を「自転車が走りやすい道」として重点的に指定・整備するネットワークのこと。

●ジャンクション

高速道路同士が接続する分岐・合流地点を指す。

●将来交通量推計

将来の人口や経済状況（GDP など）の変化を基に、特定の道路や地域で将来どれくらいの交通量（車の台数や走行距離）が発生するかを予測する技術。

●スマートインターチェンジ

高速道路の既存施設から一般道に出入りできるよう設置された、ETC 専用の簡易型インターチェンジ。

●生活道路

居住地における沿道宅地への出入りや通風・採光の役目を受け持ち、発生する交通の末端処理機能を担う市民生活に最も身近な道路。

●走行時間短縮便益

道路の整備・改良によって自動車の走行時間が短縮されることで、道路利用者が得られる経済的なメリット（価値）をお金に換算したもの。

●ゾーン30プラス

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的とし、最高速度 30 キロメートルの速度規制を定めた「ゾーン 30」と、車両の通行部分の幅員を狭める「狭さく」や、路面に凸部を設ける「ハンプ」等の物理的デバイスを適切に組み合わせた交通安全対策。

た行**●ダブルネットワーク**

防災・減災や物流効率化の観点から、高規格道路（高速道路など）と並行する一般国道などを組み合わせ、二重の道路網を構築する考え方のこと。本計画では、国県道と幹線市道によるダブルネットワークの構築を目指す。

●地区計画

都市計画法に定められた都市計画の種類の一つで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園の施設の配置や建築物の建築形態等について、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画のこと。

●地区施設道路

地区計画に基づいて、地区内の住民の生活利便性向上や良好な市街地環境形成のために、地区施設として整備・配置される予定の道路。

●駐輪場シェアサービス

空いている土地やスペース（自宅の庭、店舗の空き地など）を「貸したい人」と、駐輪場を探している「借りたい人」を、スマートフォンアプリを通じてマッチングさせるサービス。

●定性評価

数値や数量では表しにくい要素や効果を、言葉や記述的な表現を用いて質的に評価する手法。

●定量評価

「数値」を用いて客観的に測り、分析・評価する手法。

●電柱の占用制限

災害時の緊急車両の通行や避難経路確保のため、緊急輸送道路などで「新設電柱」の設置を原則禁止する制度。

●道路環境

単なる交通路としてだけでなく、生活、自然、地球環境、景観、防災、アメニティ（快適性）など多面的な要素を含んだ、人々の暮らしと一体化した道路空間全体を指す。

●道路行政

人やモノの移動、経済活動を支える道路の計画、建設、維持管理、安全確保、効率的な利用促進までを行う一連の行政活動のこと。

●道路施設の脱炭素化

道路の建設・管理・利用の全ライフサイクルでCO₂排出量を削減し、最終的に道路分野全体で2050年カーボンニュートラル(実質ゼロ)を目指す取り組み。

●道路ネットワーク

都市の骨格を形成し、交通、防災、環境、まちづくり機能などを支えるため、計画的に整備される道路網のこと。

●道路の計画密度

都市計画において将来の都市の骨格となるべき都市計画道路網の整備目標として設定される、1平方キロメートルあたりの道路延長を指し、都市の利便性や機能性を確保するための指標となるもの。

●都市基盤

都市活動を支える最も基本的な施設。道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。

●都市機能

医療、福祉、子育て支援、教育文化、商業等の都市の生活を支える機能のこと。

●都市計画道路

都市交通の最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保する。

●都市計画道路整備プログラム

地方自治体が、将来の都市の交通渋滞緩和、防災機能向上、安全・快適な通行空間確保などを目指し、未整備の都市計画道路について、整備の必要性や優先性、整備時期の目標を定めて公表する計画のこと。

●土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の形を整えて住宅利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な場所では、土地の所有者から少しずつ土地を提供してもらい、その土地を道路・公園などの公共用地が増える分に充てることや、その一部を売却して事業資金の一部に充てる。

●土地利用

都市計画マスタープランの方針等を踏まえ、住宅・商業・工業などの用途を定めて秩序ある市街地形成と住環境の向上を図ること。都市計画道路の整備にあわせた土地利用が期待できる。

な行

●内水浸水想定区域(雨水出水浸水想定区域)

大雨が降った際に下水道や水路の排水能力を超え、雨水が溢れて道路や住宅地が冠水する(内水氾濫)と想定される地域。

は行

●パークレット

車道の一部(主に駐車スペース)を転用して作られる、歩行者のための小さな公共空間。

●バリアフリー法に基づく特定道路

主要駅や福祉施設などを結び、高齢者や障害のある方が日常的に利用する道路で、移動等円滑化基準(省令)への適合が義務付けられ、歩道の拡幅・改良や段差解消、案内標識設置などの整備が法的に推進される道路。

●費用対効果

投じた費用（コスト）に対してどれだけの効果（リターン）が得られたかを評価する指標で、「効果÷費用」で算出される。

●復旧支援活動

地震・水害などの災害発生後、被災地の復旧・復興を助ける活動。

●物流

生産された商品が消費者へ届くまでの「モノの流れ（物的流通）」全体を指す。

●包括委託

道路事業では、道路に関する複数の管理業務（点検、清掃、補修等）をエリアや期間をまとめて一括して民間事業者に委託する手法。

●歩道セーフティーアップ

主に歩道の段差を解消して、車椅子・ベビーカー利用者や高齢者、視覚障害者などが安全に通行できるようにする整備、または歩行者の安全性を高めるための歩道改良事業を指す。

ま行

●まちなかウォークアブル区域

都市再生特別措置法に基づき、市町村が指定する「居心地が良く歩きたくなる」まちなか空間づくりのためのエリアで、歩道の拡幅、公園の整備、建物の低層部開放などで「車中心から人中心」への転換を図り、にぎわい創出を目指す地域のこと。

●ミッシングリンク

高速道路網や都市計画道路などで本来つながるべき区間が未整備で途切れている部分を指す。

●民間活力の導入

公共サービスの提供や公共施設の整備・運営にお

いて、民間の資金、経営能力、技術（ノウハウ）を積極的に活用する考え方や手法。

●無電柱化

道路の地下空間等を活用して、道路から電柱をなくすこと。電力線や通信線などを道路の下へ収容することで、防災面での機能向上や景観形成上の効果が期待できる。

や行

●大和市環境基本計画

大和市環境を守り育てる基本条例に基づく、環境の保全及び創造に関する基本的な計画。

●大和市商業戦略計画

平成 24 年 12 月に商業基盤の強化と地域社会の活性化を促進することを目的に制定した「大和市商業振興条例」に基づき、商業振興に関する施策について策定された計画。

●大和市総合計画

本市が目指す将来の姿（将来都市像）やまちづくりの基本的な方向性を総合的・計画的に定める最上位の行政計画。

●大和市総合交通施策

徒歩や自転車、鉄道・バス・タクシーなどの公共交通、その他の交通サービスなどによる人中心の移動ネットワークの形成に向けて、まちづくりとの連携を図りつつ、総合的な交通施策を推進するための計画。

●大和市地域防災計画

地震や風水害等の災害対策に関し、市及び関係機関が対応すべき事務又は業務について総合的な指針を定めた計画。

●大和市地球温暖化対策実行計画

「2050 年カーボンニュートラル社会の実現」と

「2030 年度までに温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 46%削減する」という目標の実現に向けて、本市の温室効果ガス排出量の現状と温室効果ガス排出量削減のための取組みをまとめた計画。

●大和市都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に位置付けられた「市長村の都市計画に関する基本的な方針」にあたり、概ね 20 年先を目安とした都市の将来像を明らかにし、その実現に向けた都市づくりの方針を示した計画。

●大和市緑の基本計画

主として都市計画区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために定めた基本計画。

●大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

人口、人や物の動き、土地の利用のしかた、公共施設の整備などについて将来の見通しや目標を明らかにし、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めたもの。

●予防保全

設備や機械が故障する前に、計画的に点検や部品交換などのメンテナンスを行うことで、故障の発生を未然に防ぎ、安定稼働と生産性向上を目指す保全手法。

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう施設や生活環境をデザインする考え方のこと。

ら行

●ラダーパターン

幹線道路が縦軸（南北）と横軸（東西）方向によるはしご型に配置された交通軸。本市の幹線道路の基

本的な構造でもある。

●ラバーポール

正式名称は「車線分離標」。一般道や高速道路、駐車場、歩道などあらゆる場所にあり、事故防止やガイドラインなどが設置の目的。

●リダンダンシー

「冗長性」、「余剰」を意味する。国土計画上では、自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段が用意されているような性質を示す。

●リニア中央新幹線新駅

東京・品川と名古屋の間には神奈川県駅（仮称）、山梨県駅（仮称）、長野県（仮称）駅、岐阜県（仮称）駅の 4 つの中間駅が計画されている。相模原市橋本駅付近の神奈川県駅は県立高校跡地の地下に建設中である。

●林間都市開発

小田急電鉄が 1920 年代から始めた、緑豊かな郊外の計画的なベッドタウン（田園都市）建設構想で、中央林間・南林間・東林間といった「林間」地名の由来にもなっている。

A～Z

●B/C（ビー・バイ・シー）

費用便益比。施設整備に伴い生じる便益（B＝ベネフィット）と施設整備に要する費用（C＝コスト）とを比較し、この B/C の値が、1 以上あれば、一定の費用対効果を得られる事業であるという「客観的な評価」を行うための分析方法である。

●DX（デジタルトランスフォーメーション）

「Digital Transformation」の略で、デジタルと変

革を掛け合わせた造語。道路の計画・建設・維持管理・利用といった一連のプロセスにおいて、デジタル技術を導入・活用し、業務の効率化・自動化、安全性向上、コスト削減、新たな価値創造を目指す取り組み。

●EBPM

データや統計情報（エビデンス）に基づいて、道路政策の目的を明確化し、効果的な施策を立案・評価・改善していく手法。

●ESCO事業（エスコ事業）

Energy Service Company 事業。省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄い、削減効果の一部を事業者の報酬とするビジネスモデルを指す。

●GREEN×EXPO2027

（2027年国際園芸博覧会）

国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的とする博覧会。旧上瀬谷通信施設（横浜市）にて、令和9（2027）年3月～9月に開催。

●ICT（アイシーティー）

「Information Communication Technology」の略。情報通信技術の略。単にコンピューターやソフトウェアの技術（IT）だけでなく、それらを使って人と人、人とモノをつなぎ、情報を共有・伝達する仕組みや活用方法（医療、教育、ビジネスなど）までを含み、現代社会のインフラとして広く使われている。

●SWOT分析

事業の現状を強み（Strength）、弱み（Weakness）（内部環境）、機会（Opportunity）、脅威（Threat）（外部環境）の4つの要素で整理・分析し、戦略立案に役立てる手法。

●2027年国際園芸博覧会 来場者輸送実施計画

GREEN×EXPO2027の来場者の安全・円滑な移動の実現と、来場者の利便性と地域の生活環境の双方に配慮した、バランスの取れた輸送アクセス体系の構築を目的とした計画。2027年国際園芸博覧会 来場者輸送基本計画では、来場者輸送の「目指すべき姿」や「交通機関別の輸送の考え方」などの基本的な事項を定め、実施計画では、さらなる検討や、関係機関との協議を進め、環境負荷低減にも配慮している。

まちを育てる未来の道づくりプラン
(大和市道路整備計画)

発行日 / 令和8(2026)年4月
編集・発行 / 大和市まちづくり部まちづくり総務課
大和市下鶴間一丁目1番1号
電話：046-263-1111
<https://www.city.yamato.lg.jp>